1 売買契約の目的

品 名	品質形状	数量	単位	単 価	金額	備考
合 計						

2 契約金額 一金 円也

3 納 入 期 限 年 月 F

4 契約保証金

5 納 入 場 所

6 契約代金の支払時期 適法な請求書を受理された日から30日以内

7 検 査 の 時 期 給付を終了した旨の通知を受けられた日から10日以内

- 8 検査に必要な費用及び検査のために変質,消耗又はき損したものの損失,並びに引渡し完了前に 生じた物品の亡失き損等は,すべて負担します。
- 9 県において請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除されても異議は申し立てません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)である。
 - (2) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員,支配人,営業所等(営業所,事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者(以下この号において「法人役員等」という。),法人格を有しない団体にあっては代表者,理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者,営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が,鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)である。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している。
 - (4) 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって,暴力団又は暴力団員等を利用している。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している。

上記の条項を県の指揮監督に従って確実に履行することをお請けします。

年 月 日

住所名我氏名

囙

鹿児島県 契約担当者 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県知事 塩田 康一 殿